

広島県訓令第一号

健康福祉局
各県立病院

広島県病院事業に係る小切手等事務取扱規程を廃止する訓令を次のとおり定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県知事 藤田雄山

広島県病院事業に係る小切手等事務取扱規程を廃止する訓令

広島県病院事業に係る小切手等事務取扱規程（昭和四十一年広島県訓令第六号）は、廃止する。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。